

社会福祉法人からしだね 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人からしだね の役員、評議員及び評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会、苦情解決第三者委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬
理事会等出席報酬（日額）	15,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬
評議員会出席報酬（日額）	15,000円

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬
評議員選任・解任委員会 出席報酬（日額）	15,000円

4 苦情解決第三者委員が苦情解決第三者委員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬
苦情解決第三者委員会 出席報酬（日額）	15,000円

5 交通費は、その実費を支払うものとする。

（役員及び評議員の勤務報酬等）

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合、または、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表1により報酬を支払うことができる。

4 交通費は、その実費を支払うものとする。

（出張旅費）

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規定により旅費等を支給することができる。

（兼務役員）

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（報酬等支払方法）

第7条 本規程に規定する報酬、費用等は現金をもって都度本人に支給する。

(報酬の年間総額)

第8条 理事、監事の本規程に規定する報酬等の年間総額は、別表2の年間報酬等総額を超えない範囲とする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

この規程は、平成30年12月 1日より適用する。

この規程は、平成31年 7月 1日より適用する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬 (日額)
理 事 長 業 務 報 酬 (日額)	1 5, 0 0 0 円
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	1 5, 0 0 0 円
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	3 3, 0 0 0 円
監 事 業 務 報 酬 等 (日額)	1 5, 0 0 0 円

別表 2

名 称	報酬等総額(年間)
理事(理事長含む)の年間報酬等総額	4 5 0, 0 0 0 円
監 事 の 年 間 報 酬 等 総 額	4 5 0, 0 0 0 円